

# 協議会だより

## 内閣官房子ども家庭庁設立準備室に意見書を提出しました

二〇二三年八月三十一日、全国学童保育連絡協議会(以下、全国連協)は、「学童保育を必要とするすべての子どもが入所できるような公的責任による学童保育の整備を求める」「居場所」の確保だけでは、子どもの最善の利益は保障されない」という趣旨の意見書を、内閣官房子ども家庭庁設立準備室に提出しました。子ども家庭庁の創設と、厚生労働省社会保険審議会「児童部会」「放課後児童対策に関する専門委員会」の議論が再開されたなかで提出したものです。

【全国連協の意見】「人数規模の上限を守りながら必要な数だけ学童保育を増やすこと」「支援の単位」ごとに施設を整備し、子どもの所属を明

確に区分し、常時二人以上の適切な指導員数を配置することによって、子ども一人ひとりが安心して関係を築ける環境を公的責任によって整備し、子どもの最善の利益を保障してください。

厚生労働省が二〇一九年度からはじめた「放課後居場所緊急対策事業」は、「放課後児童クラブの利用申込みをしたにもかかわらず利用できない、主として四年生以上の高学年児童の受け皿や多様な居場所を確保するため、放課後児童クラブの待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、児童館・公民館等に専門スタッフを配置し、入退館の把握や見守り等を行い、放課後の子どもの居場所を提供する事業を実施すること」を事業内容としてごまかす。

待機児童の解消を図るためには、学童保育の拡充を進めるべきです。この「放課後居場所緊急対策事業」は、明らかに学童保育の代替えを目的として設けられた事業と言えます。

やらごとくも家庭庁の創設に際して、学童保育は、児童館や青少年センター、子ども食堂、学習支援の場などとともに、「成育部門」の「相談対応や情報提供の充実、全てのこ

どもの居場所づくり」に位置づけられています。

これらの「居場所」はスペースの確保という意味であり、学童保育は、子どもにとって単なる「居場所」ではなく、安心して安全に過ごせる継続的な「生活の場」です。大規模学童保育を解消せず、「放課後子供教室」をはじめとした学童保育と目的が異なる事業では学童保育の役割を果たすことはできません。

## 【厚生省事務連絡】土曜日等の利用児童が少数の場合の開所要件について

二〇二三年六月二十四日付で、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課から、事務連絡「放課後児童健全育成事業における土曜日等の利用児童が少数の場合の開所要件の再周知について」が発出されました。具体的な内容はつぎのとおりです。

一 利用児童が少数の土曜日等における開所の考え方について

利用児童が少数の土曜日等における開所については、以下の内容に留意の上、運営を行っていただくようお願い致します。

- ・利用児童が少数の場合においても、各市区町村が条例で定める基準を満たさない数の放課後児童支援員等の配置により支援を行った場合は、開所日数に含めることはできないこと。

- ・また、複数の「支援の単位」を合わせて実施することも可能である

が、その実施にあたり、各市区町村が条例で定める一つの支援の単位の職員配置基準等のみ満たして実施する場合は、当該支援の単位のみ開所しているものとしなければならず、複数の支援の単位が開所しているとみなすことはできません。

二 やむを得ない理由により閉所した場合の取扱いについて

当初開所予定であったが、感染症の発生や利用予定だった児童の利用キャンセル等やむを得ない理由により閉所したような場合にあっては、開所日数に含めても差し支えありません。

なお、もともと終日開所予定はなかったが、急遽の利用申し込みを想定し、勤務体制を整えていたという場合であっても、利用児童がおらず実際には開所をしていない場合は、開所日数に含めることはできません。

この件に関わっては本誌101-103

年一月号の「協議会だより」や全国連協発行の冊子「学童保育情報2021-2022」に掲載した「資料18」も参照ください。

会計検査院が、二〇一八年度、二〇一九年度に交付金を受けた二都道府県の四十七市町村の学童保育を調べたところ、九都府県の一八市町村で、土曜日の開所日数の数え方に誤りがあったことが判明し、二〇二一年一〇月二〇日、「会計検査院法第三四条の規定にもとづき、内閣総理大臣および厚生労働大臣に對して、是正の処置を要求することにも、是正改善の処置（国と県への過請求の返還）を求めました。

これを受けて、二〇二二年二月三日付で発出された内閣府子ども子育て本部参事官付事業第一係の事務連絡には、「会計検査院の実地検査における指摘事項について（放課後児童健全育成事業関係）では、「同様の事案がないか、その有無を把握するため、（中略）調査を実施する

こととした」と同様の事案が『有り』の場合には、今後、補助基準額を再計算し、その結果返還の手続を取っていたこともあると示されています。あらためて、補助金の適切な運用、会計処理に努めましょう。

### 【事務連絡】地方創生臨時交付金を活用した支援について

二〇二三年七月六日付、内閣府子ども・子育て本部参事官、文部科学省初等中等教育局幼児教育課、厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室、厚生労働省子ども家庭局保育課が連名で、事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した保育所・幼稚園・認定こども園等の支援について」が発出されました。

「事務連絡」の二部抜粋「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」を含め臨時交付金では、コロナ禍における物価高騰に直面する保育所

幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設や放課後児童健全育成事業等の地域子ども・子育て支援事業を行う事業所等の事業者において光熱水費の高騰が生じている場合等にも、臨時交付金を活用して負担軽減のための支援を行うことが可能となっています。

各地方自治体におかれては、これらを踏まえ、コロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた事業者の負担軽減に向け、積極的に取り組んでいただくようお願いいたします。

この地方創生臨時交付金は、都道府県・市町村が国に申請し、補助割合は国一〇分の一〇です。学童保育連絡協議会から、各地域のすべての学童保育に情報提供する、組織として都道府県・市町村の担当課に要望するなど、「地域全体の学童保育をよりよくする」という視点で、この交付金の活用に取り組みしましょう。